# 第三者委員会の報告 問題による

の概要版を掲載します。 3人)の調査および検証の報告書(本文60~)が町に提出されました。今号では、 4月2日、山田町緊急雇用創出事業委託に関する第三者調査委員会(宮健委員長・委員 報告書



27日 山田町社協に岡 23年3月26日 供した)。 田町」について情報提 の電話(担当者は「山 県社協へ

28日 山田町災害対策本 氏ら3人。町役場に案 部会議に岡田氏を参加 内し町長、 副町長に紹

4月1日 岡田氏らにケ ビンハウスを無償で使

させる。

ばぁねっと。」と山田町

9日 山田町ボランティア・セ

ンター開設。岡田氏副セン

岩手県社会福祉協議

NPO法人「大雪り

用許可。

5月2日 県社協専務、 ター長に就任。 町長らに「りばぁねっとが高 福祉課総括課長ら山田町へ。 県地域

ル等があり撤退させてはどう 他のボランティアとのトラブ 額商品を無断で購入したり、

6 月 10 日

変更契約::

人

系列的にまとめてみる 27日~) について、時 と山田町の関係(3月 まる「りばぁねっと」 成23年3月26日) に始 会への1本の電話(平

と、以下のとおりであ

同日 町は岡田氏に以下の辞令 …」とのこと)。 提出がない(求めたが ター主幹。本人から履歴書の 捜索担当主幹▼町物資セン 策本部本部員委嘱▼町沿岸域 か」と忠告 (町長は無視)。 交付をしている。▼町災害対

5月20日 「りばあねっと」に緊 ながっていく。 岡田氏は会計知識に疎いこと 千円。貸借対照表がでたらめ 22年度の事業収入643万3 旭川市への実績報告書では、 款、実績報告書等の提出なし。 に際し「りばぁねっと」の定 急雇用創出事業を委託。7人 管理能力不足、放漫経営につ がわかる。このことが後々、 雇用、事業費1500万円 (物資センターの業務)。契約

3月31日 多額(2億円超?) 9月30日 岡田氏を山田町復興 24年1月25日 変更契約 :: 1 12月20日 変更契約…148人 2億6150万3千円 48人、4億3059万3千 終える。 の未払金を残したまま年度を 円 (23年度の最終契約) に復興支援アドバイザーに。 レームがつき、2年2月1日 を町の幹部にすることにク 支援参与に。受託側の代表者 (以下は後述)

### 【問題点】

①身元も確認しないまま次々に 重用していった(履歴書等未

②災害復興会議への参加、 ンハウスの無償使用許可など も疑問。 ケビ

③5月2日の県社協専務らの忠 告が無視された。

④NPO法人としての実績など 業を委託した。 も確認せずに緊急雇用創出事

⑤148人雇用、 力」「人間力」が問われるべき。 だけでなく「管理能力」「総合 POか、岡田氏の「現場力」 の事業費委託にふさわしいN 4億3千万円

## 御蔵の湯」と

7月頃に上場会社アイシン精 (トヨタ系上場企業) から県 ㈱オール・ブリッジ

8月22日 変更契約…90人、

2

9161万2千円

役場に書類が残っていない。 決定した。この経緯については の提案があった。他の市町村が 内被災地に給湯施設の無償供与 辞退するなか、町は受け入れを

湯」として実現することとなっ ている。これがのちに「御蔵の 地内に設置した。岡田氏は、ア と」が仮設浴場を旧山田高校敷 生活者のために、「りばぁねっ 仮設浴場が閉鎖された。避難所 イシン精機の話に取り組むよう 「町長から特命」があったと述べ 7月中旬に自衛隊が撤退し、 緊急雇用創出事業では「建設・

分の1以上であること」などの 規雇用の人件費が総事業費の2 制約がある。 の財産取得はできないこと」「新 土木業でないこと」「50万円以上

こと、事業目的に「浴場施設の リース」がないことから、浴場 社の設立が23年8月3日である ジを設立したと言っているが同 言われたので㈱オール・ブリッ ンター)の職員から、「リース料」 施設リースのための会社設立と 田氏は、「リースならやれる」と ているが、確認はできない。岡 せならできると言われたと述べ 「材料費」「組立費」の組み合わ 岡田氏は県(宮古地方振興セ

なお、24年4月 13 日 に オ 億1150万3千円

く分からない。 を、石川県に移転して ル・ブリッジの所在地 いるが、その意図もよ

ねっと」から直接工事 6千円余を、「りばぁ 23年度内に4276万 ないままに10月12日に 会社に支払っている。 は1億3900万円余 ばぁねっと」)。 工事費 ている(発注者は「り 蔵の湯の工事を発注し 盛岡市の工事会社に御 しっかりした計画も

見ても、県職員の示唆 はないか。 運営は無理だ」と言っ 事業では浴場の設置・ 職員が「緊急雇用創出 むしろ相談を受けた県 があったと疑われる。 で上げていることから 氏が県職員の個人名ま からない。ただ、岡田 と誰が言ったのかは分 混乱は避けられたので てくれれば、その後の 「リースならやれる」

に大丈夫か」と電話1 ではなく、県に「本当 の言を単純に信じるの ている」という岡田氏 幹部が、「県の確認を得 また、前町長ら町の

> 町長らは、逆に担当課長の「岡 と聞いている」との言を信じて 田氏から県の確認をとっている あった。町の担当課長 本入れていれば防げたことでも たことだ」と言い、前町長・副 は、「上(町長・副町長)が決め (当時)

蔵の湯の落成式を開催。(開業 は翌日) ともあれ、23年12月26日に御

賞与支払いは信じがたい。 席)。なお12月28日、 ンター長の名前もある(代理出 にはない賞与569万5千円 (89人)を支払っている。年度末 に資金枯渇が予想される中での 来賓名簿には宮古地域振興セ 給与規定

会社を石川県に移転したオー 割」は納付したもようである。 ていない。事業税(県税)の「均等 作らず、法人税の納税申告もし ことも判明している。決算書も 24年3月期の決算をしていない 松税務署である。 ル・ブリッジの所轄税務署は小 一方、「オール・ブリッジ」は

### (問題点)

②工事費を「りばあねっと」が ①前町長、前副町長も岡田氏の 取得」になる。 直接払っていることは、「財産 言を信じた。 「県の確認を得ている」という

③工事費の4200万円余が後

④B&Gやケビンハウスの改装 うやむやになった。 で県から指摘されたが、 局

⑥解体費用をリース料に含める ⑤御蔵の湯の所有者が「オール・ というが、綿密に計画された 所有者もよくわからない。 とになる。駅裏仮設商店街の ねっと」が施設を贈与したこ ブリッジ」とすれば、「りばぁ 工事1億4千7百万円もある。

## 23年度末に破たんしていた

形跡はない。

であり、それ自体は問題ではな ターン(給料は翌月15日払い) となっている。これは通常のパ ど4500万円ほどの支払い予 るべきものである。 分は前年度の補助金で精算され 主義が原則であるから、未払い い。ただし、官庁会計は単年度 定日が、年度を越えた4~5月 人件費や延滞していた保険料な た「実績報告書」で、3月分の 「りばぁねっと」から提出され

この事業は破たんしていたこと 残っていなかった。23年度末に か?)を精算するべき資金が 費その他の「未払金」(2億円超 100万円ほどしかなく、人件 ばぁねっと」の預金通帳残高は ところが、24年3月末の「り

の工事費支払いなどが影響した その大きな理由は、御蔵の湯

> でいる。 ばぁねっと」の口座に振り込ん のうち、3億9千万円を「り 月13日に県の完了検査が終了し、 と見られる。ところが、24年4 山田町は新年度の補助金

てられた。 末の「未払金」の支払い等に当 り込まれ、人件費その他23年度 が「りばぁねっと」の口座に振 み、この資金から4億2千万円 ブリッジ」の預金口座に振り込 1億854万8千円を「オール・ 「りばぁねっと」はこのうち、

が残っていないことに気が付

かなかった。

②人件費以外にも御蔵の湯の工 ①3月分の人件費の支払い資金 (問題点)

③4月13日に24年度補助金のう 交付し、この資金の多くが ち3億9千万円を前金として 「未払金」の支払いに向けられ

④県の完了検査も「未払金」の ことを見逃したまま終わって

## 町が委託契約を打ち切るまで

託契約を打ち切るまでの経過と 田町が「りばぁねっと」への委 平成24年度に入ってから、山

24年4月1日 事業費7億91 問題点を述べる。 百万円で「りばぁねっと」と

委託契約

4月13日 23年度事業について の県の完了検査終了。第1 資金交付3億9千万円。 回

7 月 13 日 7 月 26 日 一部不備の指摘あり。 第2回資金交付2億 山田町監査委員から 町の調

查開始。

9月1日 役場職員2人を山 8月8.20日 せる。 町防災支援センターに常駐さ ねっと」のヒアリング調査。 町による「りばぁ

10月9日 9月4日 万円。 第4回資金交付1億 第3回資金交付3千

7千万円余 (最終) 10 月 18 日 ターの調査始まる(県議から 宮古地域振興セン

の質問等)

金があり、すでにこの時点で 事費未払いなど、多額の未払

本事業は破たんしていたと見

11 月 28 日 あった。 使い切った」と町に申し出 岡田氏から「お金を

12月6·10·21日 町議会全員 られた。 協議会で事業費使い切り問題 なかったので補正提案は見送 協議。全議員の賛同が得られ

12 月 22 ~ 28 日 部、 振興センター、 県商工労働観光 町合同調

12 25年1月18日 ねっと」 日 が137人 「 り ば 町 あ

あり、調査ははかばか 類が存在しないものも た。支払いを証する書 側の態度は不誠実だっ も、資料の提出につい ングし、回答を求める 橋川氏を呼んでヒアリ は限定的になった。 ばあねっと」側の弁護 しくなかった。「り いなど「りばぁねっと」 ては約束が果たされな についての具体的な内 議からの質問事項は、 士の登場もあり、調査 不適切な経費の使い方 委託事業を打ち切る。 「りばぁねっと」への 田町監査委員、 町は岡田氏 県

①県の23年度完了検査 (多少の疑問の中)完 が中途半端のまま

③県・町の合同調査な ②町監査委員、 県から ども実施したが、書 欠くものであった。 氏らの対応は誠実を の調査に対し、岡田

> れなかった。 「りばぁねっと」に誠意が見ら 類の提出なども限定的であり、

## 不適切な経費支出

である。 ~12月の給与等は700万円余 のもよう。これら3人の24年4 娘)も岡田氏と親交のある人物 は岡田氏の母、他の2人(母と られる。なお、3人のうち1人 創出事業に携わっていないと見 帰った現金がどのように使われ 現金引き出しなどが多く、 と」側)対象者5人のうち、2 た(科目別の「元帳」はある)。 たのかが不明なものが多数あっ コピーを見ると、カードによる 人は旭川市在住で直接緊急雇用 (内1人は岡田氏の妻)、他の3 人は山田町で経理事務等担当 「その他人件費」(「りばぁねっ 納帳がないことから、持ち 「りばぁねっと」の預金通帳の

もの (23年12月の賞与等) もあ 規定にないままに支払っていた 頭で出されていた。ここにも乱 すべての指示は岡田氏から、 脈経理の原因があったと見られ 川氏が無給で常駐していたが、 と」の事務局には、 に諸手当(10数項目)あるが、 山田町における「りばぁねっ 給与規定には基本給のほか 不適切な支出もある。 副隊長の橋

> 明白である。 の湯」が命取りになったことが 体で4億円弱)になった。「御蔵 が不適切な支出(「リース費」全 建設に係る「リース費」の多く 千円が「不適切」とされた(そ 万6千円のうち、2337万4 今回の町の検査(24年度)では 人件費支払い実績2億6199 人件費以外では、御蔵の湯の 県の完了検査があった)。

る「旅費交通費」も不適切なも 知ることができる。 の、乱脈経理の実態をうかがい 小さい(400万円程度)もの く、リース費に比べれば金額は の(航空運賃、宿泊費、タクシー 実施された研修・視察などに係 さらに、北海道など遠隔地で 高速料、燃料費など)も多

その後の県の完了検査により、 返還を求める事態になった。 県は山田町に4億8千万円余の 4億4千万円ほどであったが、 わせて、町が不適切としたのは 結局、人件費、その他経費合

### (問題点)

②勤務実態のない者への給与支 ①事務所に「現金出納帳」の備 払いなど人件費の使い方にも え付けがないなど、経理事務 問題があった。 の基本を欠く。

③人件費以外の経費では、「リー ス料+材料費」という御蔵の

> ④遠隔地での研修・視察などに かなかった。 委託者側(町)の目が行き届 であったことを示している。

湯のスキームが「虚構の産物

⑤「りばぁねっと」に「売掛金」 多数に上り、「りばぁねっと」 等の債権を有する中小企業は の残した爪痕は深い。

げたのではないか。

りが実現できなかったため、 かった。 論併記の形を取らざるを得な 代表、岡田栄悟氏からの聞き取 鍵ともいえる「りばぁねっと」 た。ただし、事案解明の最大の まとめ」(5項目)として論述し 論点(15項目)と「論点整理の り調査の結果を踏まえて6つの 入手した資料の検証と聞き取

【1】緊急雇用創出事業委託に際 しての論点

【2】「りばぁねっと」の経理状 【3】町監査委員による行政監査 況の点検時期に関する論点

【4】 平成23年度緊急雇用創出 事業の事業報告書にかかわる

の結果に関する論点

【5】24年度緊急雇用創出 【6】御蔵の湯の建設についての 委託についての論点 事業の

「論点整理のまとめ」として5

た事情、 割合の規制を無視して100% 事業費使い切り問題も未然に防 れば、不適正な事業執行を発見 の恐れなどについて調査してい 金支払いをせざるを得なくなっ 支払っているが、100%の前 成23年12月12日の時点から前金 平成23年度事業費について、 項目について検証を加えた。 な事業執行を改善させていれば できたし、それを受けて不適正 今後の事業費不足発生

厳密さが欠けていたのではない とは指摘しなければならない。 や経理の適正処理の指導監督に いため、事業の適正執行の監査 体的に町が動いたのは24年7月 を受け、事業の適正な執行に具 れ、県も市町村も持ち出しがな たことと対応に甘さがあったこ 26日以降であり、対応が遅すぎ 町監査委員の行政監査の結果 事業費は100%国費で賄わ

両

この場合は、 町の緊急雇用創出事業全体の ではなかったか。 とには「重要性の原則」があり、 64・6%を占めている。 受託した事業は、金額ベースで により多くの注意を傾けるべき 24年度に「りばぁねっと」が 金額の大きいもの ものご

### 問題点

①23年12月12日の100%前

②24年7月26日以降ま あった。 払いは安易な決定で

③事業費が100%国 たため、町に気の緩 の資金で賄われてい なかった。 執行に具体的に動か で、町が適切な事業

④「重要性の原則」を 尊ぶべきであった みが生じた。

旬)<br />
は、町はまだ混乱 来たころ(23年3月下 岡田氏らが山田町に 把握すること 問題の本質をよく

のさ中にあったことは

ど放漫経営を行った岡 を怠ったことも混乱を 初期の段階で注意義務 田氏側にあるが、町が の責任は、乱脈経理な である。もちろん最大 意義務があった」はず ても、地方自治体とし くら混乱のさ中であっ 上であえて言えば、「い て守るべき最低限の注 そのことを理解した

> 時の町長、副町長らの責任は重 態になったことを考えれば、当 円の返還を県から求められる事 いと言わざるを得ない。

も注意義務を欠いたことになる 年度会計を基本とする県として 金」の存在を見逃しており、単 了検査において、多額の「未払 また、岩手県も23年度末の完

する努力をすること 山田町の信頼を早期に回 復

今回の混乱によって山田町は

の町民は心を痛めている。 内外からの信頼を失墜し、 佐藤町長は24年7月に町長に

向かっていただきたい。 ら先頭に立って問題解決に立ち 町の信頼を回復するために、自 重い課題を突き付けられたが、 就任したばかりで、就任早々に

真実を町民に説明してほしい。 うなど、あらゆる手段を使って 具体的には、町の広報誌を使 とよく相談すること 責任追及については弁護士

相談して進めていただきたい。 町が委託している弁護士とよく と思われる。この点については して請求することは当然のこと の金額を「りばぁねっと」に対 を求める金額も決まったが、こ 「りばぁねっと」や岡田氏に対 県が町に対して補助金の返還

して法的責任を問えるかについ

護士と相談してもらいたい。 出す立場にはない。この点も弁 て、第三者委員会として結論を

を駆使して折衝することも有効 て陳情するなど、あらゆる方法 知れないが、町長自ら県に赴い ど多少の交渉の余地はあるかも 重に検討していただきたい。 ろうが、町民の納得するような 義的責任」ということになるだ 対する責任追及は、「政治的・道 「けじめ」の付け方について、 県に対しては、金額の減免な また、前町長・前副町長らに

かと思われる。 めること 幹部職員の資質の向上に努

あったことである。 ことの一つは、役場内における 縦の信頼関係」などにも問題が 情報の共有」や「横の連携 今回の調査等を通じて感じた

そのためには、職員の資質向上 を持つことなどが必要である。 が欠かせない。 持って、庁内全体の動きに関心 ではなく、お互いに視野を広く に会議を開けばよいということ 「情報の共有」のためには、単

で問題にしていれば、その後の 務員としての常識である。ここ はずである。これは、まさに公 年度末の「未払金」は見抜けた う意識を強く持っていれば、23 たとえば、「単年度会計」とい

> ていた構図が浮かび上がる。 結果的に、岡田氏に振り回され 展開は変わっていたとも言える。

> > う意識を県も市町村も強く持つ

い。「資金は国民の税金だ」とい

考慮していただきたい。 必要に応じて組織の再編なども 能力の向上に努めると同時に、 取り入れながら、職員の資質・ めにも、外部の専門家の意見も このような失態を招かないた

目を持つこと 補助金の使い方にも厳しい

気持ちにつながった面も否めな とが、「雇用を生み出せば、金は いても言えることである。 い。これは補助金行政全般につ いくらでも来る」という安易な 00%国の負担である。このこ 緊急雇用創出事業の財源は1

れらには厳しく監視の目を注ぐ 件とか独自の基準を作って、そ 億円を超えるものとか、上位5 たとえば町の委託事業のうち1 りをするわけにはいかないが、 などの施策をとることも考えて もちろんすべての事業に目配

考えてもらいたいと思う。 額で5億円を超えるものを特別 なりに金額の上位10件とか、金 ておきたい。「特に監視するべ に監視するとか、なにか方策を き委託事業」について、県は県 県についても同じことを言っ

最近のニュースでも、補助金 ます。なお、この問題で町民の 告訴に進みたいと考えておりま 理解ください。 皆さま方に新たなご負担をいた す。また私ども役場職員の処分 にすべく民事提訴から入り刑事 者委員会の報告書のとおりです だくものではありませんのでご については、厳正に対処いたし が、NPO自身の責任を明らか 行政の問題点については第三

山田町長 佐藤 信逸

の不正受給等に関する話題が多

げた。今回のことを教訓にして、 も早く、この問題が解決するこ 的な使い方に監視の目を向けて 山田町が佐藤信逸町長を先頭に いただきたいと思う。 てもらいたい。その上で、効果 とを望んでやまない。 前に進んでいただきたい。一日 以上5点を提言として申し上 以上

## 町民の 皆さまへの お詫び

訳なく思っております。 ますことに深くお詫びいたしま は大変なご心配をおかけしてい 題発覚以来、町民の皆さま方に 苦労されているときに大変申し す。町民の皆さま方が震災でご 雪りばぁねっと。の資金枯渇問 昨年11月27日のNPO法人大